

令和6年度鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業補助金募集要領

令和6年5月7日
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 目的

在留資格をもって本邦に在留する者（以下「在留外国人」という。）を受け入れる県内の介護事業者及び介護福祉士養成施設（以下「介護事業者等」という。）に対し、受入れに際して必要となる経費の一部を補助することにより、受入事業所又は施設内における在留外国人へのサポート体制構築及び介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、県内の介護人材の確保を図ることを目的とする。

2 募集事業の概要

令和7年3月31日（月）までに完了する事業を対象とする。

(1) 募集期間

令和6年5月7日（火）から令和7年2月28日（金）まで

（期間終了後、予算に余力がある場合は、予算の範囲内で随時募集予定。）

(2) 対象事業及び補助額等

対象事業	外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業
	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
	<ul style="list-style-type: none">・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等に必要な経費）・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費 （例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習 等）・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費
	(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
<ul style="list-style-type: none">・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加・日本語講師による教育に必要な経費・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費	
	(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組
	<ul style="list-style-type: none">・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要と考える取組 ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費 <p>(4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費 ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費 ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要と考える経費 ・その他留学生への教育の質の向上に必要なと考える経費 <p>※介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費を除く。(鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用すること。)</p>
対象事業者	<p>○対象事業(1)～(3)</p> <p>鳥取県内に所在する別表2に掲げる種別の介護サービス事業者</p> <p>○対象事業(4)</p> <p>鳥取県内に所在する社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した介護福祉士養成施設</p> <p>※事業(1)～(4)について、鳥取県内の市町村(南部箕蚊屋広域連合を含む)が各事業実施主体と連携し実施する場合は当該市町村</p>
対象経費	<p>対象事業の実施に要する経費</p> <p>(報償費、旅費、人件費(事業(4)を除く)、需用費(消耗品費、食糧費(事業(3)に限る)、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)、使用料及び賃借料)</p>
補助率	<p>○対象事業(1)～(3)</p> <p>2/3</p> <p>○対象事業(4)</p> <p>10/10</p>
補助額上限	<p>○対象事業(1)～(3)</p> <p>1施設等につき計200,000円</p> <p>※同一法人が複数の施設等で受入れする場合計600,000円</p> <p>○対象事業(4)</p> <p>1介護福祉士施設につき500,000円</p>
採択予定数	<p>○対象事業(1)～(3)</p> <p>8施設等程度</p> <p>○対象事業(4)</p> <p>1介護福祉士施設</p>

3 応募について

(1) 提出書類

別途定める「鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業補助金交付要綱」を参照すること。

提出書類	提出部数
①交付申請書（鳥取県補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条） ②事業計画書（様式第1号） ③収支予算書（様式第2号）	各1部

(2) 提出方法

メール、郵送又は持参により提出。

4 応募にあたっての留意事項

- (1) 募集期間における、同一法人の応募は1回までとする。（同一グループ法人であっても、法人格が別の場合は、別法人として考える。）
- (2) 原則として先着順で受け付けることとする。ただし、予算上限に達し、同着等の場合で一方を選択する必要がある場合や同一法人内事業所から複数の申請があった場合などにおいては県が必要な調整を行う場合がある。
- (3) 在留外国人を受け入れる場合であっても、本事業の目的に沿わない者については、対象外とする。
（例）在留資格「特定技能」、「技能実習」、「特定活動（EPA）」のうち介護分野以外の目的で在留する者 など
- (4) 国庫補助金や基金等の他の支援制度を活用されている又はされる場合については、対象経費を区分する必要がありますので留意すること。なお、該当する場合は、事業計画書（様式第1号）「3 他の補助金の活用の有無」の項目により申告すること。
- (5) 補助金申請等における仕入控除税額の取扱いについては、別紙「補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート」を踏まえて、適切に手続きを行うこと。

5 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課地域包括ケア推進担当

電話：0857-26-7176

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

別表

通し番号	事業所種別
1	第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のロ）
2	老人デイサービスセンター
3	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
4	指定介護予防通所介護
5	指定認知症対応型通所介護
6	指定介護予防認知症対応型通所介護
7	老人短期入所施設
8	指定短期入所生活介護
9	指定介護予防短期入所生活介護
10	養護老人ホーム
11	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
12	軽費老人ホーム
13	ケアハウス
14	有料老人ホーム
15	指定小規模多機能型居宅介護
16	指定介護予防小規模多機能型居宅介護
17	指定複合型サービス
18	指定訪問入浴介護
19	指定介護予防訪問入浴介護
20	指定認知症対応型共同生活介護
21	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
22	介護老人保健施設
23	指定通所リハビリテーション
24	指定介護予防通所リハビリテーション
25	指定短期入所療養介護
26	指定介護予防短期入所療養介護
27	指定特定施設入居者生活介護
28	指定介護予防特定施設入居者生活介護
29	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
30	サービス付き高齢者向け住宅
31	第1号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号のイ）
32	指定訪問介護
33	指定介護予防訪問介護
34	指定夜間対応型訪問介護
35	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
36	介護医療院